

○カジノ管理委員会規則第二号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十四条第八項の規定に基づき、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月二日

カジノ管理委員会委員長 北村 道夫

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 「略」</p> <p>第八章 雑則（第二百十一条―<u>第二百十六条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（法第六十八条第一項第一号に掲げる措置）</p> <p><u>第四十四条</u> 「略」</p> <p>〔2～4 略〕</p> <p>5 カジノ事業者は、第一項の措置を効果的に実施するため、同項の措置の対象者及びその家族その他の関係者に対し、その状況に応じてギャンブル等依存症対策関連機関等（ギャンブル等依存症対策基本法第二十条の関係機関、民間団体等をいう。第四十六条において同じ。）の相談窓口の連絡先その他の入場者の適切な判断を助けるために必要な情報を提供することとする。</p> <p>（審査費用の概算額の返還の通知）</p> <p><u>第二百十六条</u> カジノ管理委員会は、令第五十条の規定による返還をしようとするときは、返還しようとする額及び当該額についてカジノ管理委員会に対して返還の請求をすべき旨を法第二百三十四條第二項又は第三項の規定により概算額を納付した者に通知するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 「同上」</p> <p>第八章 雑則（第二百十一条―<u>第二百十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（法第六十八条第一項第一号に掲げる措置）</p> <p><u>第四十四条</u> 「同上」</p> <p>〔2～4 同上〕</p> <p>5 カジノ事業者は、第一項の措置を効果的に実施するため、同項の措置の対象者及びその家族その他の関係者に対し、その状況に応じてギャンブル等依存症対策関連機関等（ギャンブル等依存症対策基本法第二十条の関係機関、民間団体等をいう。第四十六条において同じ。）の相談窓口の連絡先その他の入場者の適切な判断を助けるために必要な情報を提供することとする。</p> <p>〔条を加える。〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この規則は、特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百四十号）の施行の日から施行する。